

事業番号	02 10 02	事業改善シート (26年度実施事業分)	<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	取引適正化・安全確保事業				担当課	部局 県民文化部 課・室 暮らし安全・消費生活課 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp
総合5か年計画	プロジェクト	4-2 県民生活の安全確保 3 消費生活の安定と向上	実施期間		S46 ~	

1 事業の概要

目指す姿	<p>○関係法令の規定に基づく立入検査等を実施、消費者被害の未然防止を図る。 ○多重債務問題に対する相談・啓発を実施し、救済と発生防止を図る。</p>																																					
現状 (予算編成時)	<p>○事業者と消費者の間には情報の質・量及び交渉力に格差があり、不当な勧誘等により、取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがある。 ○事業者指導には、実態把握・事情聴取など多くの時間を要するものであり、消費生活室と地方事務所及び消費生活センターの連携により、効果的な事業者指導に努めている。 ○県と市が連携し、家庭用品や消費生活用製品の安全性や品質に係る表示の立入検査を実施する。</p>																																					
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)	<p>【左記の説明、根拠法令等】 関係法令等に基づき県の事務を実施する 消費者基本法、消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、長野県消費生活条例、多重債務問題改善プログラム、行政事務臨時嘱託員設置要綱、地方消費者行政活性化交付金交付要綱、地方消費者行政活性化基金管理運営要領等</p>																																				
成果目標・事業内容	<p>① 成果目標 (H26) 消費生活製品安全法、家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査を実施する。 消費生活センターにおいて、多重債務に関する解決方法の助言・専門機関への誘導活動を行うとともに、相談窓口や解決方法の周知・啓発を行う。</p>																																					
	<p>② 事業内容 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">実施方法</th> <th rowspan="2">H26事業実績</th> <th colspan="2">H26</th> <th>H27</th> </tr> <tr> <th>(当初)</th> <th>(決算)</th> <th>(当初)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.事業者指導の強化</td> <td>直接</td> <td>・訪問販売等に係る不適正な取引を行う事業者に対する指導の強化(不当取引調査員及び事業者情報調査員の配置) ・虚偽・誇大な表示・広告、過大な景品による顧客誘引を防止するための監視・指導、事業者向けの研修会の開催</td> <td>5,033</td> <td>4,775</td> <td>5,337</td> </tr> <tr> <td>2.製品の安全確保・危害防止</td> <td>直接</td> <td>・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく販売事業者への立入検査</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3.多重債務者対策事業</td> <td>直接</td> <td>・多重債務者対策協議会の運営 ・弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備 ・若者向け啓発資料の作成・配布</td> <td>292</td> <td>199</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>5,325</td> <td>4,974</td> <td>5,553</td> </tr> </tbody> </table>					項目	実施方法	H26事業実績	H26		H27	(当初)	(決算)	(当初)	1.事業者指導の強化	直接	・訪問販売等に係る不適正な取引を行う事業者に対する指導の強化(不当取引調査員及び事業者情報調査員の配置) ・虚偽・誇大な表示・広告、過大な景品による顧客誘引を防止するための監視・指導、事業者向けの研修会の開催	5,033	4,775	5,337	2.製品の安全確保・危害防止	直接	・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく販売事業者への立入検査	-	-	-	3.多重債務者対策事業	直接	・多重債務者対策協議会の運営 ・弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備 ・若者向け啓発資料の作成・配布	292	199	216	合計			5,325	4,974	5,553
	項目	実施方法	H26事業実績	H26					H27																													
(当初)				(決算)	(当初)																																	
1.事業者指導の強化	直接	・訪問販売等に係る不適正な取引を行う事業者に対する指導の強化(不当取引調査員及び事業者情報調査員の配置) ・虚偽・誇大な表示・広告、過大な景品による顧客誘引を防止するための監視・指導、事業者向けの研修会の開催	5,033	4,775	5,337																																	
2.製品の安全確保・危害防止	直接	・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく販売事業者への立入検査	-	-	-																																	
3.多重債務者対策事業	直接	・多重債務者対策協議会の運営 ・弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備 ・若者向け啓発資料の作成・配布	292	199	216																																	
合計			5,325	4,974	5,553																																	

事業コスト	区分(単位:千円)	24年度	25年度	26年度	27年度
	前年度繰越				
	当初予算	5,292	5,303	5,325	5,553
	補正予算				
	合計(A)	5,292	5,303	5,325	5,553
	一般財源	2,400	2,407	2,413	2,431
	県債				
	国庫支出金				2,886
	その他	2,892	2,896	2,912	236
	決算額(B)	5,071	5,234	4,974	
概算人件費	職員数(人)	4.00	4.00	4.20	4.30
概算人件費(C)		33,032	33,032	34,684	35,509
概算事業費(B+A+C)		38,103	38,266	39,658	41,062

成果目標の達成状況					
項目	H25末(実績)	H26			H27
		目標	成果	達成状況	目標
消費生活用製品安全法による立入検査店舗数	196店舗	150店舗	156店舗	達成	150店舗
家庭用品品質表示法による立入検査店舗数	205店舗	185店舗	222店舗	達成	185店舗
多重債務者無料相談会開催回数	8回	8回	8回	達成	-

目標に対する成果の状況	平成24年度から消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査権限が市へ移譲されたが、県が町村部において実施している立入検査については、実施要領を策定し、計画的に実施している。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査が未実施である市に対し、立入検査のノウハウ等についてアドバイスするなど、必要な支援を行う。 悪質事業者に対する指導体制の強化のため、不当取引調査員・事業者情報調査員を活用し、必要な行政指導や行政処分を行い、消費者取引上のトラブルの未然防止を図る。
--------------------	--